

平成 26 年度

交付税及び譲与税配付金特別会計財務書類

交付税及び譲与税配付金特別会計財務書類は、「特別会計に関する法律」第19条第1項の規定により、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するために企業会計の慣行を参考として作成した書類である。

貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

前会計年度 (平成 26 年 3月 31 日)	本会計年度 (平成 27 年 3月 31 日)	前会計年度 (平成 26 年 3月 31 日)	本会計年度 (平成 27 年 3月 31 日)		
<資 産 の 部>					
現 金 ・ 預 金	2,316,714	2,056,180	未 払 費 用	5,784	4,880
その他の債権等	3,337,700	2,679,000	借 入 金	33,317,295	33,117,295
一般会計からの未 繰入額	3,337,700	2,679,000	そ の 他 の 債 務 等	2,948,993	2,634,469
有 形 固 定 資 产 物	0	0	一般会計からの繰 入に係る未精算額	2,948,993	2,634,469
			負 債 合 計	36,272,073	35,756,645
<資産・負債差額の部>					
資 产 ・ 负 債 差 額	△ 30,617,658	△ 31,021,464			
資 产 合 计	5,654,414	4,735,180	負 債 及 び 資 产 ・ 负 債 差 額 合 计	5,654,414	4,735,180

業 務 費 用 計 算 書

(単位:百万円)

	前会計年度 〔自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日〕	本会計年度 〔自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日〕
地 方 交 付 税 交 付 金	17,595,453	17,431,428
地 方 特 例 交 付 金	125,522	119,188
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	64,763	57,059
地 方 譲 与 税 譲 与 金	2,558,841	2,936,866
委 託 費	187	196
支 出 金	440	427
庁 費 等	39	41
そ の 他 の 経 費	68	28
減 價 償 却 費	0	0
支 払 利 息	51,282	39,082
本 年 度 業 務 費 用 合 計	20,396,599	20,584,317

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日〕	本会計年度 〔自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日〕
I 前年度未資産・負債差額	△ 31,267,406	△ 30,617,658
II 本年度業務費用合計	△ 20,396,599	△ 20,584,317
III 財 源	21,046,347	20,180,511
1 自 己 収 入	65,256	204
交通反則者納金収入	64,907	—
そ の 他 の 財 源	348	204
2 目 的 税 等 収 入	2,575,805	2,954,391
租 税 収 入	2,575,805	2,954,391
3 他会計からの受入	18,405,285	17,225,915
一般会計からの受入	17,178,096	16,814,283
財政投融資特別会計からの受入	650,000	—
東日本大震災復興特別会計からの受入	577,189	411,631
IV 本年度未資産・負債差額	△ 30,617,658	△ 31,021,464

区 分 別 収 支 計 算 書

(単位：百万円)

	前会計年度 〔自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日〕	本会計年度 〔自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日〕
I 業 務 収 支		
1 財 源		
自己収入		
交通反則者納金収入	64,907	—
その他の収入	348	204
目的税等収入		
租税収入	2,575,805	2,954,391
他会計からの受入		
一般会計からの受入	17,553,472	17,158,460
財政投融資特別会計からの受入	650,000	—
東日本大震災復興特別会計からの受入	577,189	411,631
前年度剩余金受入	1,392,205	2,316,714
財源合計	<hr/> 22,813,928	<hr/> 22,841,402
2 業務支出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
地方交付税交付金	△ 17,595,453	△ 17,431,428
地方特例交付金	△ 125,522	△ 119,188
交通安全対策特別交付金	△ 64,763	△ 57,059
地方譲与税譲与金	△ 2,558,841	△ 2,936,866
委託費	△ 187	△ 196
支出金	△ 440	△ 427
庁費等の支出	△ 39	△ 41
その他の支出	△ 68	△ 28
業務支出(施設整備支出を除く)合計	<hr/> △ 20,345,316	<hr/> △ 20,545,235
業務支出合計	△ 20,345,316	△ 20,545,235
業務収支	2,468,612	2,296,167
II 財務収支		
借入による収入	33,317,295	33,117,295
借入金の返済による支出	△ 33,417,295	△ 33,317,295
利息の支払額	△ 51,897	△ 39,986
財務収支	<hr/> △ 151,897	<hr/> △ 239,986

本 年 度 収 支	2,316,714	2,056,180
翌 年 度 歳 入 繰 入	2,316,714	2,056,180
本年度末現金・預金残高	2,316,714	2,056,180

注　記

1 重要な会計方針

(1) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

物品については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の 10% とした定額法によっている。なお、残存価額まで到達している物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から 5 年間で備忘価格 1 円まで均等償却を行っている。

(2) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 前会計年度計数の計上方法

前会計年度の計数は、本特別会計に対応する「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平成 25 年法律第 76 号。以下「改正法」という。)第 1 条の規定による勘定区分廃止前の交付税及び譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別交付金勘定の平成 25 年度の計数を組替えて計上している。

2 重要な会計方針の変更等

前会計年度まで本特別会計旧交通安全対策特別交付金勘定において受け入れていた交通反則者納金収入は、改正法第 1 条の規定により、本会計年度から一般会計で受け入れ、一般会計から本特別会計に繰り入れることとなった。

この変更により、本会計年度の区分別収支計算書においては「交通反則者納金収入」に相当する 69,838 百万円が「一般会計より受入」に計上されている。

3 追加情報

(1) 出納整理期間

本特別会計は出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「現金・預金」には、日本銀行預金を計上している。
- ・「一般会計からの未繰入額」には、「地方交付税法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 3 号)第 1 条の規定による改正前の「地方交付税法」(以下「旧地方交付税法」という。)附則第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づき、後年度の地方交付税交付金の総額に加算することとされている額を計上している。
- ・「物品」には、取得価格が 50 万円以上の物品について、取得価格から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。

イ 負債の部

- ・「未払費用」には、民間金融機関等からの借入金に係る未払利息を計上している。
- ・「借入金」には、民間金融機関等からの借入金を計上している。
- ・「一般会計からの繰入に係る未精算額」には、旧地方交付税法附則第 4 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、後年度の地方交付税交付金の総額から減額することとされている額を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「地方交付税交付金」には、「地方交付税法」に基づき地方団体に交付した額を計上している。

- ・「地方特例交付金」には、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」に基づき地方公共団体に交付した額を計上している。
- ・「交通安全対策特別交付金」には、「道路交通法」の規定に基づき都道府県及び市町村に交付した額を計上している。
- ・「地方譲与税譲与金」には、「地方揮発油譲与税法」、「石油ガス譲与税法」、「自動車重量譲与税法」、「航空機燃料譲与税法」、「特別とん譲与税法」、「地方法人特別税等に関する暫定措置法」及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成 21 年法律第 9 号)第 3 条の規定による改正前の「地方道路譲与税法」(以下「旧地方道路譲与税法」という。)に基づき地方公共団体に譲与した額を計上している。
- ・「委託費」には、市町村分の普通交付税等の算定業務等を請け負う事業者に対する地方交付税算定等業務委託費を計上している。
- ・「支出金」には、「道路交通法」の規定に基づき都道府県に支出した通告書送付費支出金を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」に該当するものを計上している。
- ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」に該当するもの及び賠償償還及払戻金を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「支払利息」には、借入金及び一時借入金の資金調達に関して発生した利息を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「交通反則者納金収入」には、前会計年度において、「道路交通法」の規定により納付された反則金を計上している。
- ・「その他の財源」には、当該決算期間に対応する預託金利子収入、小切手支払未済金収入及び国税収納金整理資金からの国税の還付金等の時効による支払不要額に係る収入を計上している。
- ・「租税収入」には、地方法人税、地方揮発油税、地方道路税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税、特別とん税及び地方法人特別税の収入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」の規定に基づく地方交付税交付金、地方特例交付金及び借入金等に係る利子の財源として一般会計から受け入れた額、旧地方交付税法附則第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づき後年度の地方交付税交付金の総額に加算することとされている額の単年度減少額並びに旧地方交付税法附則第 4 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定に基づき後年度の地方交付税交付金の総額から減額することとされている額の単年度減少額の合算額及び「道路交通法」の規定により納付された反則金を計上している。
- ・「財政投融資特別会計からの受入」には、前会計年度において、「地方公共団体金融機構法」附則第 14 条及び「地方交付税法等の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 5 号)による改正前の「特別会計に関する法律」(以下「旧特別会計法」という。)附則第 10 条第 3 項の規定に基づき、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させるものとされている額について、財政投融資特別会計から受け入れた額を計上している。
- ・「東日本大震災復興特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第 23 条第 1 号ハ、第 224 条第 2 号ロ及び第 229 条第 1 項の規定に基づき、復興費用の支出に必要な財源として東日本大震災復興特別会計から受け入れた額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 区分別収支計算書

ア 業務収支

- ・「交通反則者納金収入」には、前会計年度において、「道路交通法」の規定により納付された反則金を計上している。

- ・「その他の収入」には、当該決算期間に対応する預託金利子収入、小切手支払未済金収入及び国税収納金整理資金からの国税の還付金等の時効による支払不要額に係る収入を計上している。
- ・「租税収入」には、地方法人税、地方揮発油税、地方道路税、石油ガス税、自動車重量税、航空機燃料税、特別とん税及び地方法人特別税の収入額を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」の規定に基づく地方交付税交付金、地方特例交付金、借入金等に係る利子の財源として一般会計から受け入れた額及び「道路交通法」の規定により納付された反則金を計上している。
- ・「財政投融資特別会計からの受入」には、前会計年度において、「地方公共団体金融機構法」附則第14条及び旧特別会計法附則第10条第3項の規定に基づき、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させるものとされている額について、財政投融資特別会計から受け入れた額を計上している。
- ・「東日本大震災復興特別会計からの受入」には、「特別会計に関する法律」第23条第1号ハ、第224条第2号ロ及び第229条第1項の規定に基づき、復興費用の支出に必要な財源として東日本大震災復興特別会計から受け入れた額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、本特別会計の前年度剰余金を計上している。
- ・「地方交付税交付金」には、「地方交付税法」に基づき地方団体に交付した額を計上している。
- ・「地方特例交付金」には、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」に基づき地方公共団体に交付した額を計上している。
- ・「交通安全対策特別交付金」には、「道路交通法」の規定に基づき都道府県及び市町村に交付した額を計上している。
- ・「地方譲与税譲与金」には、「地方揮発油譲与税法」、「石油ガス譲与税法」、「自動車重量譲与税法」、「航空機燃料譲与税法」、「特別とん譲与税法」、「地方法人特別税等に関する暫定措置法」及び旧地方道路譲与税法に基づき地方公共団体に譲与した額を計上している。
- ・「委託費」には、市町村分の普通交付税等の算定業務等を請け負う事業者に対する地方交付税算定等業務委託費を計上している。
- ・「支出金」には、「道路交通法」の規定に基づき都道府県に支出した通告書送付費支出金を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」に該当する支出を計上している。
- ・「その他の支出」には、決算書の使途別分類が「旅費」に該当する支出及び賠償償還及払戻金を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 財務収支

- ・「借入による収入」には、民間金融機関等からの借入金に係る収入を計上している。
- ・「借入金の返済による支出」には、民間金融機関等への借入金返済支出を計上している。
- ・「利息の支払額」には、借入金及び一時借入金に係る利子支払を計上している。

ウ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、業務収支と財務収支を合計した額を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入」には、「本年度収支」の額を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入」の額を計上している。計上額は、貸借対照表の「現金・預金」と一致する。

(3) その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「—」で表示している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内 容	本年度末残高
政府預金(日本銀行預金)	2,056,180
合 計	2,056,180

② その他の債権等の明細

(単位：百万円)

債 權 の 種 類	相 手 先	本年度末残高	債 權 の 内 容 等
一般会計からの未繰入額	一般会計	2,679,000	旧地方交付税法附則第4条の2第2項の規定に基づき後年度の地方交付税交付金の総額に加算することとされる額
合 計		2,679,000	

③ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本 年 度 減 価 償 却 額	評 価 差 額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有 形 固 定 資 産)						
物 品	0	—	—	0	—	0
合 計	0	—	—	0	—	0

(2) 負債項目の明細

① 借入金の明細

(単位：百万円)

借 入 先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
財 政 融 資 資 金	10,217,290	10,017,288	10,217,290	10,017,288
民 間 金 融 機 関	23,100,005	23,100,007	23,100,005	23,100,007
合 計	33,317,295	33,117,295	33,317,295	33,117,295

(注) 本年度増加額及び本年度減少額には、一時借入金(421,169,614 百万円)は含んでいない。

② その他の債務等の明細

(単位：百万円)

債 务 の 種 類	相 手 先	本年度末残高
一般会計からの繰入に係る未精算額	一般会計	2,634,469
合 計		2,634,469

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 地方交付税交付金の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連絡対象の有無
地 方 交 付 税 交 付 金	道府県、市町村	17,431,428	[地方交付税法]に基づき、地方団体間の財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障するため、国税5税の一定割合及び地方法人税の収入額に相当する額等を原資として交付	無
合 計		17,431,428		

(2) 地方特例交付金の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象 の有無
地 方 特 例 交 付 金	都道府県、市町村、特別区	119,188	「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」に基づき、個人住民税における住宅借入金等特別控除による減収額を補填するため交付	無
合 計		119,188		

(3) 交通安全対策特別交付金の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象 の有無
交通 安全 対 策 特 別 交 付 金	都道府県、市町村	57,059	「道路交通法」の規定に基づく交通安全対策特別交付金の交付	無
合 計		57,059		

(4) 地方譲与税譲与金の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象 の有無
地方揮発油譲与税譲与金	都道府県、市町村、特別区	258,764	「地方揮発油譲与税法」に基づき、地方揮発油税の収入額に相当する額を譲与	無
石油ガス譲与税譲与金	都道府県、指定市	9,586	「石油ガス譲与税法」に基づき、石油ガス税の収入額の2分の1に相当する額を譲与	無
自動車重量譲与税譲与金	市町村、特別区	254,275	「自動車重量譲与税法」に基づき、自動車重量税の収入額の1,000分の407に相当する額を譲与	無
航空機燃料譲与税譲与金	空港関係都道府県、空港関係市町村	13,933	「航空機燃料譲与税法」に基づき、航空機燃料税の収入額の9分の2に相当する額を譲与	無
特別とん譲与税譲与金	開港所在市町村	12,424	「特別とん譲与税法」に基づき、特別とん税の収入額に相当する額を譲与	無
地方法人特別譲与税譲与金	都道府県	2,387,881	「地方法人特別税等に関する暫定措置法」に基づき、地方法人特別税の収入額に相当する額を譲与	無
地方道路譲与税譲与金	都道府県、市町村、特別区	0	旧地方道路譲与税法に基づき、地方道路税の収入額に相当する額を譲与	無
合 計		2,936,866		

(5) 委託費の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象 の有無
地方交付税算定等業務委託費	地方公共団体情報システム機構	192	地方交付税算定額の集計分析等を委託	無
航空機燃料譲与税コンター図作成委託費	一般財団法人空港環境整備協会	3	「航空機燃料譲与税法」第2条第1項第2号で定める地区的コンター図作成を委託	無
合 計		196		

(6) 支出金の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象 の有無
通 告 書 送 付 費 支 出 金	都道府県	427	「道路交通法」の規定に基づく通告書送付費支出金の支出	無
合 計		427		

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
雑 収 入	雑 収 入	財務省等	204
合 計			204

4 区別別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
雑 収 入	雑 収 入	財務省等	204
合 計			204